

大阪市告示第1337号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和8年10月19日（月）

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和8年10月26日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年10月27日（火）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年10月2日（金）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年10月8日（木）	午前7時から 午後9時まで

	令和 8 年10月 9 日（金）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月10日（土）から 同月11日（日）まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月12日（月）から 同月15日（木）まで	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月18日（日）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月22日（木）	午前 7 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月23日（金）から 同月25日（日）まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月28日（水）	
	令和 8 年10月30日（金）	
	令和 8 年10月31日（土）	午前 7 時から 午後11時まで
大阪市中心体育館 第2体育場	令和 8 年10月 1 日（木）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月 5 日（月）	
	令和 8 年10月 7 日（水）	
	令和 8 年10月 8 日（木）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月 9 日（金）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月13日（火）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年10月21日（水）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)